

ゼン、シアン化合物、砒素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム) の指定基準<sup>\*11</sup>超過土壌のことである。

## (10) 関連道路計画

現在、計画地周辺では、環状 2 号線、補助 315 号線の道路整備工事が完了している（図 5.2-2 参照）。

## (11) 防災計画

### ① 基本方針

豊洲市場は、首都圏の生鮮食料品の流通の拠点、ハブ市場の役割を担い、都民に安定的に生鮮食料品等を提供しなければならず、災害発生時にも可能な限り市場業務を継続させるための機能維持が必要である。

したがって、豊洲市場では、卸売市場としての災害対応力を強化し、災害時における生鮮食料品等を安定供給するため、

- (ア) 災害時における生鮮食料品調達業務等の確実な実施
- (イ) 予備電源の確保や燃料の備蓄
- (ウ) 訓練の実施や資機材等の備蓄
- (エ) 自然災害に対し、市場機能を維持できる構造躯体、設備の整備を行っていくこととした。

### ② 防災対策

#### ア) 地震対策

豊洲市場の主要施設については、災害時でも機能できる耐震性能を確保する必要があるため、主要建築物の耐震性は、重要度係数 1.25 として構造設計を行った。

また、津波対策としては、中央防災会議において想定する津波の高さは、東京湾内の直下型地震の場合 0～0.5m、隅田川河口部で相模トラフ震源の関東地震の場合、0.9～1.2m とそれぞれ予測されており、その結果、満潮時 (A. P. +2.1m) の最大高さは、それぞれ A. P. +2.6m、A. P. +3.3m となることから、必要な高さとして A. P. +6.5m を確保した。水際に整備されるウォーターフロント・プロムナードについては、土手から上部の A. P. +6.5m の高さの緑地に即座に避難できる構造とした。

#### イ) 停電対策

東京電力パワーグリッド株式会社からの送電が停止した際においても、市場機能を維持できるように、地域冷暖房施設からの送電、市場内の非常用発電機による発電及び太陽光発電など電力供給を行えるようにした。

#### ウ) 風水害対策

防潮護岸の整備や盛土にあたっては、伊勢湾台風級の台風が通過した場合の高潮を想定し、必要な高さとして A. P. +6.5m を確保した。

台風時の暴風対策についても、臨海部の条件を設計風圧等の設定の上で十分考慮した。防潮護岸に伴って整備される敷地内緑地には、施設の防風対策も考慮して緑化計画を行った。

<sup>\*11</sup> 指定基準：「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準（汚染状態に関する基準）

### 5.3 評価書提出後の手続等の経過

#### 5.3.1 環境影響評価手続等の状況

環境影響評価の手続きの状況は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1(1) 環境影響評価手続きの状況

項目	提出年月日	備考
環境影響評価書	平成 23 年 7 月 29 日	—
着工届	平成 23 年 8 月 22 日	—
事後調査計画書	平成 23 年 8 月 22 日	—
変更届（第 1 回）	平成 23 年 11 月 30 日	①仮設中温加熱処理プラントの諸元の変更 ②洗浄処理の前処理方法の統一 ③仮設土壌処理プラントの配置及び規模の変更 ④仮栈橋の廃止
変更届（第 2 回）	平成 24 年 3 月 27 日	①汚染土壌の掘削方法の変更
事後調査報告書 （工事の施行中その 1）	平成 24 年 7 月 4 日	—
変更届（第 3 回）	平成 24 年 10 月 23 日	①汚染地下水処理方法の変更
変更届（第 4 回）	平成 24 年 12 月 7 日	①高細粒分土壌の処理 ②工事用車両の走行台数の変更
変更届（第 5 回）	平成 25 年 2 月 15 日	①汚染土壌処理方法の変更
変更届（第 6 回）	平成 25 年 3 月 1 日	①工事予定期間及び供用開始予定の延伸 ②掘削土量の増加 ③汚染土壌処理土量の増加 ④場外搬出する高細粒分土壌・洗浄残渣の一部について夜間搬出への変更 ⑤一部の盛土について場外搬出処理への変更 ⑥土壌汚染対策工事の一部夜間作業への変更 ⑦液状化対策工法の変更 ⑧建設廃棄物発生量の増加 ⑨工事用車両の走行台数の変更
変更届（第 7 回）	平成 25 年 5 月 7 日	①盛土部の埋戻し方法の変更
事後調査報告書 （工事の施行中その 2）	平成 25 年 7 月 25 日	—
変更届（第 8 回）	平成 25 年 9 月 6 日	①建築計画の変更 ②熱源施設の配置計画の変更 ③土壌汚染対策計画の変更
変更届（第 9 回）	平成 25 年 11 月 18 日	①地下水管理における工種の変更 ②一部土壌の場外搬出処理への変更
変更届（第 10 回）	平成 26 年 2 月 14 日	①土壌汚染対策工事の工期の変更 ②建設廃棄物発生量の増加
事後調査報告書 （工事の施行中その 3）	平成 26 年 7 月 24 日	—
変更届（第 11 回）	平成 27 年 3 月 31 日	①建築計画の変更 ②エネルギー計画の変更
事後調査報告書 （工事の施行中その 4）	平成 27 年 7 月 21 日	—

表 5.3-1(2) 環境影響評価手続きの状況

項 目	提出年月日	備 考
変更届 (第 12 回)	平成 29 年 8 月 10 日	①土壌汚染対策計画の変更 ②施工計画の変更 ③供用の計画の変更 (供用開始予定時期の変更)
変更届 (第 13 回)	平成 29 年 10 月 27 日	①建築計画の変更 (製氷機棟の増築) ②熱源施設の配置計画の変更 ③施工計画の変更 ④「悪臭」に係る環境保全のための措置の変更 (卸・仲卸売場等への排気口のフィルタ設置計画の変更)
事後調査報告書 (工事の施行中その 5)	平成 30 年 1 月 19 日	—
事後調査報告書 (工事の施行中その 6)	平成 30 年 8 月 30 日	—
事後調査報告書 (工事の施行中その 7)	平成 31 年 2 月 21 日	—
変更届 (第 14 回)	平成 31 年 2 月 28 日	①建築計画の変更 (千客万来施設 (駐車場棟) の先行整備) ②車両出入口の変更 ③施工計画の変更 ④工事予定期間
変更届 (第 15 回)	令和元年 6 月 3 日	①建築計画の変更 (5 街区千客万来施設用地一部における場外マルシェ (暫定施設) の整備) ②施工計画の変更

### 5.3.2 本事業に係る許認可の状況

本事業に係る許認可等の状況は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 許認可等の状況

項 目	根拠法令	手続き年月日
開設の許可	卸売市場法第 8 条	—
都市計画の決定	都市計画法第 18 条	平成 23 年 7 月 29 日
建築物の計画通知 (確認)	建築基準法第 18 条第 1 項 (変更: 建築基準法第 6 条第 1 項 (6, 7 街区))	平成 24 年 10 月 17 日 (6 街区) 平成 25 年 2 月 28 日 (5, 7 街区)
建築物の計画通知 (検査)	建築基準法第 18 条第 18 項(5 街区) 建築基準法第 7 条第 5 項(6,7 街区)	平成 28 年 12 月 28 日 (5, 6, 7 街区)

### 5.3.3 事後調査の実施状況

事後調査の進捗状況は、表 5.3-3 に示すとおりである。